

外国証券情報

ゼネラル・モーターズ

米ドル建普通社債 5.6% 2032 年 10 月 15 日満期

1 発行者情報

- (1) 発行者の名称：ゼネラル・モーターズ・カンパニー (General Motors Company)
- (2) 発行者の所在地：300 Renaissance Center, Detroit, Michigan, 48265-3000, USA
- (3) 発行者の概要 (発行者設立の準拠法並びに設立の目的、設立の根拠、法的地位及び設立年その他の事項)
- 準拠法：デラウェア州法
- 法的地位：株式会社
- 設立年：1908 年
- (4) 決算期：12 月
- (5) 事業の内容：自動車メーカー
- (6) 経理の概要 (連結ベース)

(百万ドル)

	2022 年	2021 年
総資産額	264,037	244,718
負債額	191,752	178,903
株主資本額	71,927	65,815
売上高	156,735	127,004
純利益	9,934	10,019

詳細については下記 HP 参照(英語)

[Inline XBRL Viewer \(sec.gov\)](#)

<https://investor.gm.com/>

- (7) 保証を行っている親会社に関する事項：なし

2 証券情報

- (1) 有価証券の名称
ゼネラル・モーターズ 米ドル建普通社債 5.6% 2032年10月15日満期
- (2) 発行地及び上場・非上場の区分
発行地： グローバル市場
上場市場： フランクフルト証券取引所、他
- (3) 発行日
2022年8月2日
- (4) 発行額
12.5億米ドル（2023年3月末現在）
- (5) 利率及び利払金の決定方法
固定利率： 年率 5.6%（発行通貨ベース、税引前、30/360）
- (6) 利払日
年2回（毎年4月15日及び10月15日 休業日に当たる場合は翌営業日）
- (7) 償還期限
2032年10月15日
- (8) 償還金額及び償還金の決定方法
期限前償還または買入消却されずに満期償還を迎えた場合、額面金額で償還。
2032年7月14日までは、額面金額もしくは2032年7月14日までのキャッシュフローを同年限の米国債利回り+0.45%で現在価値に割り引いた金額のいずれか高い方の金額に償還日までの経過利息を付した金額で、以降は額面金額に償還日までの経過利息を付した金額で、発行済み本債券の全部又は一部を発行者の任意で償還させることができる。
- (9) 受託会社又は預託機関
受託会社： The Bank of New York Mellon
- (10) 担保又は保証に関する事項
特になし
- (11) 他の債務との弁済順位の関係
上位無担保債
(ただし、財務上の特約及びその他法令等を含む定めが別にある場合にはそれに従う。)
- (12) 発行、支払及び償還に係る準拠法
ニューヨーク州法

3 「証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令」第十五条第一項各号に掲げる場合への該当の有無

該当ありません

外国債券投資に関する主なリスクについて

※ 為替変動リスク

本債券の円で換算した場合の元利金支払額は、外国為替相場の変動によりその影響を受けます。これにより、円換算した償還価格または売却価格が投資元本を割り込むことがあります。

※ 価格変動リスク

本債券の途中売却価格は、金利動向の影響を受けて上下します。これにより期中の時価が投資元本を大きく割り込むことがあり、償還前に売却する場合には損失を生じることがあります。

※ 信用リスク

本債券には発行者の信用状況の変化によるリスクがあります。信用状況の変化は発行者の経営・財務状況の変化によって、あるいは、これに対する外部評価の変化によって生じます。これにより、利払い、額面の償還が当初の約束どおり行われない可能性があり、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがあります。

※ 流動性リスク

本債券については、流通市場の状況によっては売却希望時に直ちに売却換金すること困難な場合があります。万一途中売却される場合、発行者の信用力や市場環境などによって売却価格が投資元本を下回ることがあります。

※ カントリーリスク

発行体の属する国の国情の変化（政治、経済、取引規制等）により、投資元本割れや途中売却が出来なくなるおそれがあります。

※ 元利金の支払いおよび中途換金に関するリスク

発行体、支払代理人、預託機関、販売会社等に何らかの事由が生じることにより、元利金支払の遅延、もしくは債券の途中売却に支障が生じる場合がございます。

お取引にあたってのご注意事項について

- ◎ 外国債券を募集・売出などにより、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。
- ◎ 既発債のうち、利付債のお取引にあたっては、経過利息の受け払いが発生する場合があります。
- ◎ 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の適用はありません。従ってクーリング・オフの対象になりません。
- ◎ お取引される有価証券が外国企業の発行する有価証券の場合、有価証券に係る外国会社届出書等が英語により記載される銘柄（英文開示銘柄）に該当する可能性があります。
英文開示銘柄の一覧は、以下の日本証券業協会のウェブサイトにてご確認ください。
<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>

J トラストグローバル証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局(金商) 第 35 号 加入協会：日本証券業協会

【本資料のご利用にあたってのご留意事項】

- (1) 本資料は、金融商品取引法に従って作成したものであり、当該外国証券に関する詳細かつ完全な情報が記載されているものではありません。
- (2) 国内の金融商品取引所への上場が行われず、かつ国内において公募・売出しが行われていない外国証券については、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われていません。
- (3) 本資料は信頼できると考えられる資料等に基づき作成しておりますが、当該資料等に記載された内容の正確性・完全性について保証するものではありません。
- (4) 当該外国証券への投資にはリスクがあり投資元本が保証されるものではありません。投資の最終決定にあたっては、契約締結前交付書面をよくご確認の上、ご自身の責任で判断をお願いします。

無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスターズ・サービス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第2号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2022年9月12日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

無登録格付に関する説明書

(S&P グローバル・レーティング)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P・グローバル・レーティング・ジャパン株式会社
(金融庁長官（格付）第5号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ
(<http://www.spglobal.co.jp/ratings>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」
(<http://www.spglobal.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものではなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティーの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2022 年 9 月 12 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

無登録格付に関する説明書 (フィッチ・レーティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
(金融庁長官（格付）第7号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<https://www.fitchratings.com/ja>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2022年9月12日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。